

住民税非課税世帯に対する 臨時特別支援給付金(10万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯に対する臨時特別支援給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- このご案内は、令和6年度住民税均等割非課税世帯に対し、受給に必要な確認書を送付しています。
- 給付金を受給するためには、以下の手続きが必要です。
 - ※ 手続きをされない場合は、給付されません。

【必要な手続き】

今回送付した確認書の内容を確認の上、必要箇所に☑をして、世帯主氏名、確認日、連絡先電話番号を記入のうえ、同封の返信用封筒により返信してください。

- ① 世帯の全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けていないこと。
- ② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるにもかかわらず未申告である者がいないこと。

※ 確認欄に☑がない場合は、給付の対象外となりますので十分にご確認ください。
(記入については、別紙の記入例を参考にしてください。)

記載された給付金支給口座番号に誤りがないか確認してください。

※ これまでに特別給付金の際に振込した口座情報を記載しています。原則、この口座に支給します。口座情報が記載されていない場合や、解約などにより該当の受取口座が失効している場合で変更を希望される場合等は、「受取口座記入欄」に記載してください。

- なるべく早く支払を行うため、本書到達後1月以内を目安にご返送ください。
- なお、令和6年10月31日(木)までに手続きがない場合は、給付金の受取りを辞退したとみなしますのでご注意ください。
- 給付金を支給後、非課税世帯でないことが明らかになった場合は、返金となりますので、課税となる収入がないことを十分にご確認ください。

【問い合わせ先】 三朝町役場福祉課福祉保険係 TEL 0858-43-3520

支援給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。